

入札告示

下記のとおり、一般競争入札を実施するので告示します。

令和6年12月5日

スノーリゾートシティ SAPPORO 推進協議会

会長 青山 智則



記

1 契約担当

〒 060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

スノーリゾートシティ SAPPORO 推進協議会事務局（札幌市経済観光局観光・MICE 推進部内）

TEL 011-211-2376 FAX : 011-218-5129 メールアドレス kanko@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

2025 さっぽろ雪まつりにおけるスノーリゾート PR ブースの装飾及び運営業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

令和7年2月28日（金曜日）まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「広告業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札説明書の交付方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法
上記1の場所で交付するほか、下記 URL のホームページからダウンロードできる。
https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/snowresort_snowfestival2025.html
※ 上記1の場所での交付を希望する場合は要事前連絡

5 入札書の提出場所等

- (1) 提出場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。
- (2) 入札日時及び場所
令和6年12月16日（月曜日）13時00分まで
札幌市観光・MICE 推進課会議室（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北側）
- (3) 開札
入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。
- (4) 入札書の提出方法
上記(2)の指定日時及び場所において紙入札方式により直接入札箱へ投函するか、持参又は送付により提出すること。持参又は送付により提出する場合は、上記1宛に令和6年12月16日（月曜日）13時00分（必着）までに提出すること（電送による提出は認めない。）。

6 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札
- イ 上記 5(2)の入札日(送付又は持参による提出の場合は上記 5(4)入札書提出期限日)以後、落札者の決定までの間に上記 3 の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記 3 に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。